

第2次

いちのせき 男女共同参画プラン



一関市
ICHINOSEKI CITY



はじめに

少子高齢化の進行、人口減少、社会経済情勢の大きな変化の中で、東日本大震災からの復旧・復興、長引く景気の低迷など様々な課題の解決が深刻化しています。

その中であって、男女ともに社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することがますます必要とされています。

一人ひとりが互いに思いやり、認め合い、支え合い、助け合う意識を持ち、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、住みよいまち、安心して暮らせるまちづくりにおいて重要な役割を担っております。

一関市では、これまで平成19年に策定した「いちのせき男女共同参画プラン」に基づき、市民の皆様とともに男女共同参画の推進に取り組んで参りました。

このたび、前プランの計画期間が終了することに伴い、その成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化や震災の教訓を生かした取り組みを加えた「第2次いちのせき男女共同参画プラン」（平成24年度～平成27年度）を策定いたしました。

このプランでは、さまざまな場面で男女共同参画の視点が必要であることへの理解と意識啓発を図りつつ、重点的に取り組む施策を明らかにしており、今後におきましても市民・地域団体・事業所等との連携と協働のもと、男女共同参画社会の実現に努めて参る所存でありますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、プランの策定にあたり熱心にご議論いただきました一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員の皆様、ワーキンググループ委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただくとともに貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に、心より御礼を申し上げます。

平成24年3月

一関市長 勝部 修

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 プランの概要.....	2
(1) プラン策定の趣旨.....	2
(2) プランの基本理念・基本目標と優先的・重点的な取り組み.....	3
基本理念.....	3
基本目標.....	3
優先的・重点的な取り組み.....	3
(3) プランの位置づけ.....	4
(4) プラン画期間.....	4
2 第1次いちのせき男女共同参画プランの検証と主要指標の達成状況.....	5
第2章 男女共同参画推進のための施策	7
1 基本目標1 男女共同参画への理解の促進.....	8
2 基本目標2 意思決定過程への女性の参画.....	12
3 基本目標3 男女共同参画と地域づくりの推進.....	16
4 基本目標4 さまざまな状況での参画機会の確保.....	20
5 基本目標5 仕事と生活の調和の実現.....	24
6 基本目標6 男女間の暴力の根絶.....	28
第3章 優先的・重点的な取り組み	31
1 意思決定過程への女性の参画を進めます.....	32
2 男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します.....	34
3 仕事と生活の調和を図る取り組みを広げます.....	36
4 DVの防止と相談機能の充実を図ります.....	38

第4章 プランの推進	39
1 推進体制.....	40
2 プランの進行管理.....	41
施策一覧	43
参考資料	49
用語解説.....	50
プラン策定経過.....	52
一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿.....	53
一関市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱.....	54
一関市男女共同参画推進本部設置要綱.....	55
男女共同参画サポーターによるプラン策定ワーキンググループ委員名簿...	56
男女共同参画社会基本法.....	57
岩手県男女共同参画推進条例.....	65

第1章



プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの概要

(1) プラン策定の趣旨

男女共同参画社会をつくる—それは、性別にかかわらず、すべての人にとって生きやすい社会をつくることです。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」いわゆる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である、としています。

国においては、男女共同参画基本法に基づき平成12年12月に第1次、平成17年12月には第2次、そして、平成22年12月にさらなる実現を目指し平成27年度を目標年次とする「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、県においては、平成12年3月いわて男女共同参画プランを策定、平成14年10月岩手県男女共同参画推進条例を制定し、平成23年3月に平成32年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

本市においては、平成19年に平成23年度までを計画期間とする「いちのせき男女共同参画プラン」を策定し、「男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会」を基本理念に、各分野で男女共同参画に係る取り組みを行ってきました。

しかしながら、いまだ男女間の不平等感が根強く、固定的な性別役割分担意識が強く残っていること、意思決定過程への女性の参画が不十分であることなどの課題に加え、社会経済情勢の変化による課題等への対応が必要となっています。

このため、これまで進めてきたプランの施策の成果と課題を踏まえ、新たな課題への対応を図り、本市における男女共同参画を一層推進するため、第2次いちのせき男女共同参画プランを策定します。

(2) プランの基本理念・基本目標と優先的・重点的な取り組み

男女共同参画社会の実現を目指し、次の基本理念のもと、施策の柱となる「基本目標」を定め各施策を推進していきます。

また、本プラン期間中に特に優先的・重点的に進めていく取り組みを明らかにし、着実な進捗を図ります。

◎基本理念

男性も女性もお互いを思いやり、誰もが生きやすい社会の実現を目指し、

**男女が互いに認め合い 支え合い
一人ひとりが 輝くまちづくり**

を、基本理念とします。

◎基本目標

- 基本目標1 男女共同参画への理解の促進
- 基本目標2 意思決定過程への女性の参画
- 基本目標3 男女共同参画と地域づくりの推進
- 基本目標4 ささまざまな状況での参画機会の確保
- 基本目標5 仕事と生活の調和の実現
- 基本目標6 男女間の暴力の根絶

◎優先的・重点的な取り組み

1. 意思決定過程への女性の参画を進めます
2. 男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します
3. 仕事と生活の調和を図る取り組みを広げます
4. DVの防止と相談機能の充実を図ります

(3) プランの位置づけ

このプランは、本市における男女共同参画社会の実現のための施策の方向を明らかにするとともに、市民、行政、関係機関が男女共同参画の推進に取り組む際の基本指針とします。

また、男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重し、国の第3次男女共同参画基本計画、県のいわて男女共同参画プランとの整合を図り、地域の特性に応じた計画とします。

なお、一関市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画と整合を図るものとします。

(4) プランの期間

このプランは、平成24年度を初年度とし平成27年度を目標年度とする4力年の計画とします。（一関市総合計画の目標年度に同じ。）

なお、社会経済情勢の変化や国の動向、プランの進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。



2 第1次いちのせき男女共同参画プランの検証と主要指標の達成状況

第1次いちのせき男女共同参画プラン（平成19年度～平成23年度）では、
基本理念を「男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会」とし、
基本目標に「意識改革で進める男女共同参画」

「女性の参画拡大で進める男女共同参画」

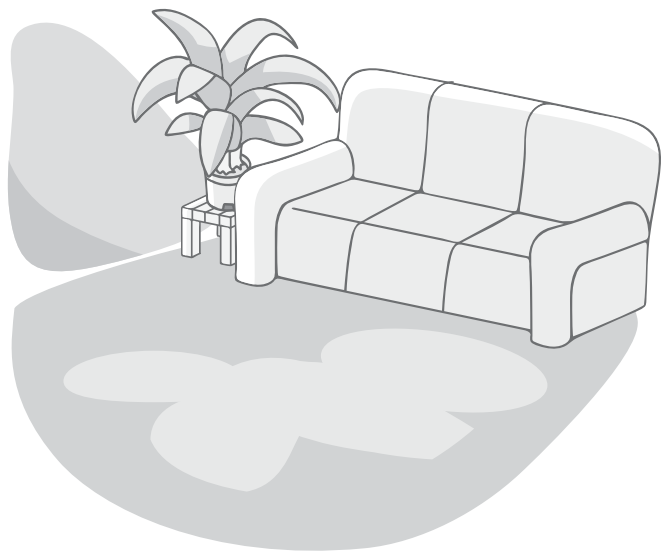
「個の尊重で進める男女共同参画」

「雇用等の場における男女共同参画の推進」

「農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進」

「家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進」

の6つの柱を掲げ、64項目の具体的施策、14項目の指標を掲げプランを推進してきました。



基本目標ごとの主要指標の達成状況については、次のとおりです。

第1次いちのせき男女共同参画プラン 主要指標 達成状況

指標名	担当課	単位	当初	現状	目標	
			17年度	23年度	23年度	
基本目標1：意識改革で進める男女共同参画						
1	男女共同参画サポーターのいる地域の割合	企画調整課	%	71.4	100	100
2	公民館等事業における啓発講座の開催回数	生涯学習文化課	回	2	5	30
3	不平等感（意識調査）	企画調整課	%	62.2	53.0	60.0
基本目標2：女性の参画拡大で進める男女共同参画						
4	審議会等における女性委員の割合	企画調整課	%	18.4	23.1	35.0
	女性委員のいる審議会等の割合	企画調整課	%	73.4	79.5	100
5	男女共同参画サポーター認定者数	企画調整課	人	30	59	70
	うち男性の占める割合	企画調整課	%	13.3	10.2	15.0
基本目標3：個の尊重で進める男女共同参画						
6	DVIに関する周知度（意識調査）	児童福祉課	%	—	64.0	70.0
7	基本健康診査受診率	健康づくり課	%	39.5	40.5	42.5
基本目標4：雇用等の場における男女共同参画						
8	女性の求職希望者の就職率	労働政策課	%	41.3	45.0	43.0
9	働きやすい職場環境（意識調査）	企画調整課	%	45.5	—	60.0
基本目標5：農業、商工業など自営業の場における男女共同参画						
10	家族経営協定締結農家数	農政課	戸	95	144	199
11	女性の認定農業者数	農政課	人	20	51	35
基本目標6：家庭、地域生活の場における男女共同参画						
12	地域子育て支援センター設置数	児童福祉課	所	6	1	9
13	介護老人福祉施設入所希望者の待機率	社会福祉課	%	1.3	2.0	1.0
14	理想の家事等の分担（意識調査）	企画調整課	%	20.3	16.1	33.3

（現状：平成23年12月31日現在）

これまでの取り組みにより、プランに掲げた指標中、男女共同参画サポーターの市内全地域での認定と女性の認定農業者の増加という成果を上げることができました。

その一方、審議会等における女性委員の割合が低く、意思決定過程への男女共同参画が十分に進んでいません。

男女共同参画の推進が不十分だった点については、更に充実した取り組みにつなげていく必要があります。

第2章



男女共同参画推進のための施策

第2章

男女共同参画推進のための施策

1 基本目標 1 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画を推進するためには、社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが必要です。

男女共同参画が進まなかった背景には、その目的が働く女性への支援という印象が強く、女性だけの施策であるような誤解をされることも多く、また、男性の理解が進まないこと、関心のある一部の人々には必要性を認識されているものの、社会全体への波及までには至っていないことなどの面もあります。

男女共同参画はすべての人々にとって必要であるという認識を広めるため、男性や高齢者、若者世代なども対象として、あらゆる人々、あらゆる機会をとらえて啓発を図っていくことが重要です。

子どもの頃からの教育や学習において、人権尊重の意識を育み、一人ひとりの個性と能力を認め合う重要性を学ぶことは、男女共同参画社会を進める上での基礎となります。

子どもの頃からの教育や学習をもとに、引き続き社会や家庭において、一人ひとりが男女共同参画意識を持って生活することが重要となります。各世代やライフステージに応じ、学習の場や参加できる機会を設けることにより男女共同参画の理解を図ります。

地域において、地域公民館等の事業や社会教育の場、市民活動の場などを活用し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず生活や活動ができるよう、地域に密着した身近なところから男女共同参画意識の啓発を図っていくことも重要です。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、健康教育、健康相談などの充実を図ることも大切です。

特に女性については、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう支援の充実に努めます。

性別にとらわれることなく、個人の尊厳が重んじられる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画への理解を広める取り組みを進めます。

【施策の方向1】あらゆる場における教育・学習の推進・啓発

学校、家庭、地域などにおいて、教育・学習の充実を図ります。

具体的施策

具体的施策	主管課
人権教育の充実、男女平等教育の推進	学校教育課
地域公民館等の事業による啓発活動	生涯学習文化課
市民活動センターにおける講座の実施	協働推進課
就学時健診等を活用した子育て講座の実施	生涯学習文化課
中・高校生に対するインターンシップと就業体験の提供	労働政策課 学校教育課

【施策の方向2】男性や高齢者、若者世代を対象とした学習機会の充実

広報・啓発活動や学習機会を通じた意識啓発を図ります。

具体的施策

具体的施策	主管課
男性にとっての男女共同参画の意義・必要性についての啓発活動	企画調整課
父親育児参加事業の実施	児童福祉課
若者世代向けの男女共同参画の啓発	企画調整課
高等学校等への出前講座の実施	企画調整課

【施策の方向3】性に関する教育・啓発の充実

男女平等の視点による、発達段階に応じた性に関する指導や思春期相談事業等の充実を図ります。

具体的施策

具体的施策	主管課
教科等の指導を通じた母性保護知識の普及	学校教育課
思春期相談事業の充実	健康づくり課
思春期保健事業の実施	健康づくり課

【施策の方向4】生涯にわたる心身の健康づくり支援

男女の生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康相談等による健康支援を行います。

具体的施策

具体的施策	主管課
ライフステージに応じた健康づくりの支援	健康づくり課
女性のための健康づくり支援教室の開催	健康づくり課
各種健康診査事業の実施	健康づくり課
健康教育・健康相談・訪問指導の実施	健康づくり課
妊娠・出産・育児に関する健康支援の実施	健康づくり課

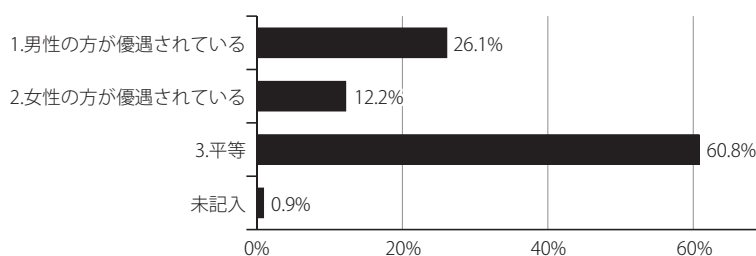
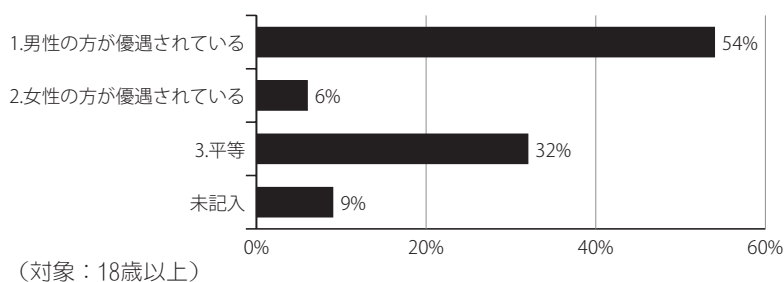
【施策の方向5】情報収集・調査研究の推進

社会全体で理解を深めるため、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。

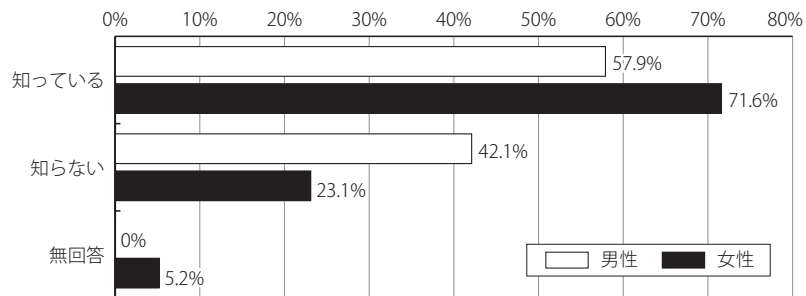
具体的施策

具体的施策	主管課
男女共同参画に関する各種情報の収集・提供	企画調整課
広報紙やホームページを通じた意識啓発活動	企画調整課
職員研修による男女共同参画意識の啓発・徹底	職員課

❖市民アンケート「男女の地位は平等だと思いますか？」

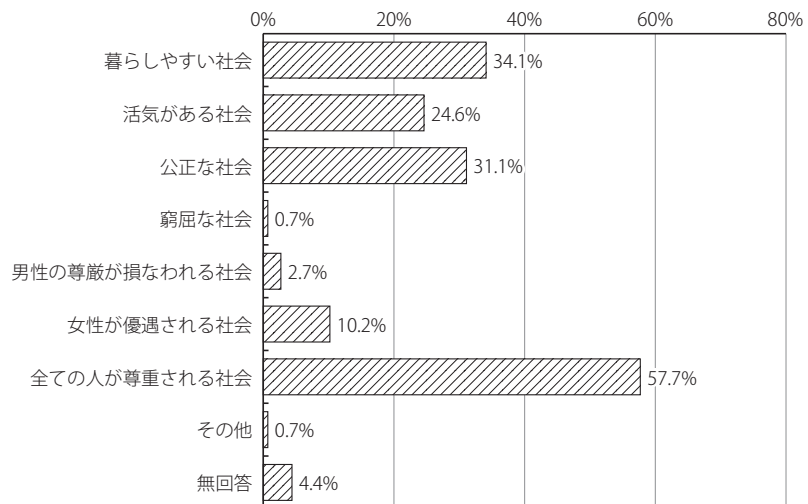


❖あなたは、一関市の男女共同参画プランを知っていますか。



(男女共同参画講演会等におけるアンケート調査より 平成22年度)

❖「男女共同参画社会」と聞いたとき、どのような社会をイメージ（想像）しますか。



(男女共同参画講演会等におけるアンケート調査より 平成22年度)

2 基本目標2 意思決定過程への女性の参画

いきいきとした豊かな社会を築いていくためには、一人ひとりが尊重され、社会のさまざまな制度や仕組みに男性・女性それぞれの意見を反映させる必要があります。

しかし、現状は、女性の参画が十分に図られているとは言えない状況が続いています。

本市の第1次プランに掲げた指標において、本市に設置の審議会等における女性委員の割合を35%、女性委員のいる審議会等の割合を100%とする目標に向けて取り組んできましたが、平成23年12月31日時点での女性委員の割合は23.1%、女性委員のいる審議会等の割合は79.5%に留まっています。

多様な視点、新たな発想を取り入れ多様な人材の活用を図るという観点から、男女が共に政策形成や意思決定の場へ参画することが必要であり、特に女性の割合を高めることが重要になります。参画が進まない実態を把握し、改善に向けた課題を明確にし、効果的な対策を講じることにより女性の参画の推進に努めます。

また、単に女性の委員の割合を高めることに重点を置くばかりではなく、その背景にある、男女ともに深く根づいている固定的な性別役割分担意識や、責任ある地位に就いたり重要な役割を担ったりすることを避けたがる、という女性自身の意識などを変えていくための取り組みも不可欠です。

女性自身が地域社会の担い手として、意思決定過程の場に積極的に参画していけるよう、女性の持てる能力と意識を高める学習機会等の提供やリーダー育成に力を入れて取り組みます。

事業所や地域団体の役員等に占める女性の割合は増加傾向にはありますが、まだ低い水準にあります。目に見える形で女性の参画が進むことで、より一層の男女共同参画の推進が期待されることから、事業所や地域団体等における意思決定過程への女性の参画促進を働きかけていくことも必要です。

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画を進めるため、女性の持つ知識や経験を広げる取り組みを進めます。

【施策の方向1】市の審議会等への女性委員の登用促進

女性委員の不在を解消するとともに、委員男女比について目標値を定め、その目標を達成するよう努めます。

具体的施策

具体的施策	主管課
公募委員制の積極的な活用	企画調整課
人材バンク（まちづくりスタッフバンク）制度の活用	協働推進課
企業・関係団体への女性委員推薦の協力要請	企画調整課
各種審議会等の委員構成の見直し	企画調整課

【施策の方向2】行政機関等における男女共同参画の促進

市及び関係団体において、男女がともに意欲や能力が活かせる環境づくりに取り組みます。

具体的施策

具体的施策	主管課
市職員の性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した職員の登用推進	職員課
男女共同参画の推進に配慮した職員研修の実施	職員課
市関係団体への男女共同参画推進に関する取り組みの要請	企画調整課

【施策の方向3】事業所における男女共同参画の促進

事業所における、性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した男女の参画について働きかけを行います。

具体的施策

具体的施策	主管課
事業所に対する効果的な広報・啓発の実施	児童福祉課 社会福祉課 商業観光課 工業課
事業所の女性管理職等による情報交換の場等の提供	児童福祉課 社会福祉課 商業観光課 工業課

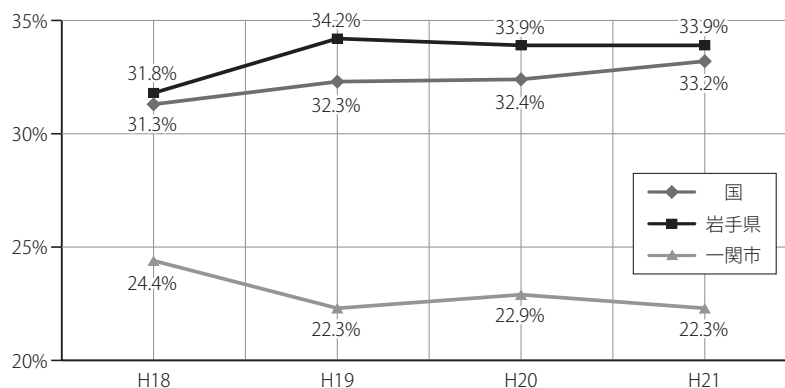
【施策の方向4】地域団体やNPO等における男女共同参画の促進

地域団体やNPO等における、意思決定過程に女性の意見が反映されるよう働きかけを行います。

具体的施策

具体的施策	主管課
地域団体（自治会等）への意識啓発の実施	協働推進課
NPO等への意識啓発の実施	協働推進課
農業・農村組織への男女共同参画推進に関する取り組みの要請	農政課

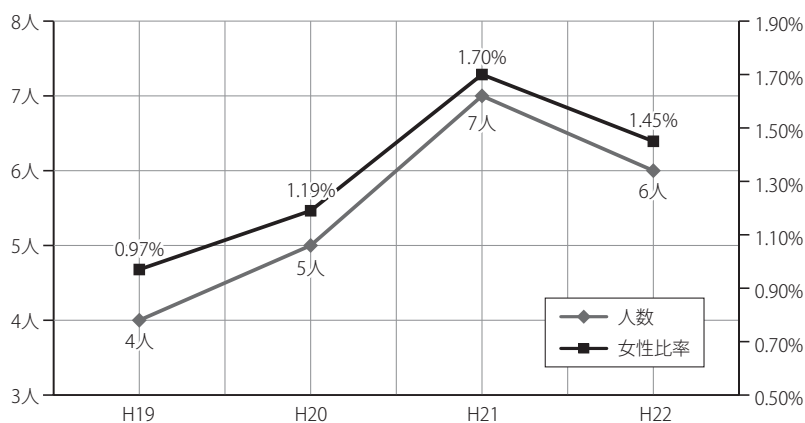
◆審議会等における女性委員の割合の年度経過表



(内閣府：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（平成22年度）)

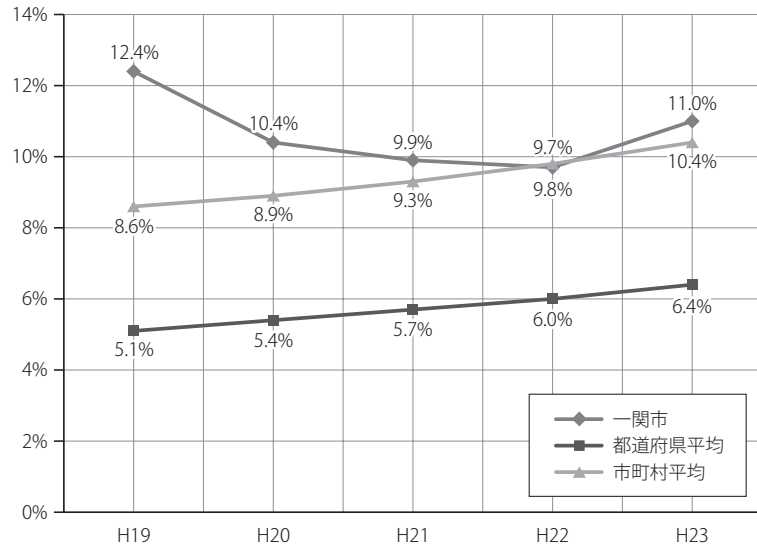
(内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成22年度）)

◆自治会等代表者の女性就任状況



(一関市市民環境部協働推進課調べ 平成22年度)

◆ 地方公共団体の課長相当職以上の職員における女性の割合



(内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成23年度））



3 基本目標3 男女共同参画と地域づくりの推進

地域のさまざまな活動に男女共同参画の考え方が反映され、男女の参画による地域づくりを行っていくことが重要です。

高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や一人暮らしの高齢者の増加等、地域を取りまく状況にさまざまな変化が生じており、地域の活動における役割を男女が共に担わなければ立ち行かない状況となっています。

地域それぞれの課題解決や地域の活動に、一人ひとりが責任と役割を認識し性別や年齢、就業の有無等に関わらず積極的に参画していくことが、持続可能な地域社会を築くことにつながります。

平成23年3月11日発生した東日本大震災では、本市においても甚大な被害があり、数日間にわたりライフラインが寸断し、市民生活に大きな障害が生じた際、自治会をはじめとする地域団体が中心となりさまざまな支え合いや助け合いが行われるなど、地域コミュニティの重要性が再認識されました。

また、沿岸被災地では、各避難所の運営をはじめさまざまな被災者支援の中で、女性や高齢者、子ども、障がい者、外国人等への生活面の対応について多くの課題が明らかになり、男女のニーズの違いに配慮するなど細やかな視点での対応が求められました。

地域における意思決定過程への女性の参画の拡大や、一方の性や特定の年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光、防災分野への女性の参画、子育て支援への男性の参画等）を図ることにより、地域づくりへ男女共同参画の視点を生かす取り組みを進めていきます。

地域団体やNPOなどに対して、男女共同参画の意識を取り入れた事業の展開を働きかけることや、男女共同参画に向けた市民活動を促進するための支援、市をはじめ関係団体と男女共同参画サポーターとの連携を図っていくことなど、協働のまちづくりのなかでの取り組みも不可欠です。

一人暮らしの高齢者や障がい者、外国人など、地域において安心して生活していけるよう、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな支援など、互いに尊重し合う地域づくりと多様性を認め合う視点での取り組みも必要です。

男女が共に支え合い地域づくりを担っていくため、身近なところから男女共同参画の意識を広げる取り組みを進めます。

【施策の方向1】防災対策における推進

男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

具体的施策

具体的施策	主管課
女性の地域防災リーダーの育成	消防本部
防災に関する意思決定過程への女性の参画の推進	消防本部
女性の視点に配慮した災害用備蓄物資の整備	消防本部
男女共同参画の視点に立った災害に関する各種マニュアル等の見直し	消防本部

【施策の方向2】地域活動における推進

地域活動やNPO活動における男女共同参画の視点に立った活動を推進します。

具体的施策

具体的施策	主管課
男女共同参画サポーター養成講座等への派遣	企画調整課
地域づくりを担う人材・団体の育成	協働推進課
一関市協働アクションプランの着実な取り組み	協働推進課
市民活動への支援・活動の場の提供	協働推進課
環境問題に関する女性の人材育成への取り組み・支援	生活環境課
環境分野における意思決定の場への女性の参画の推進	生活環境課

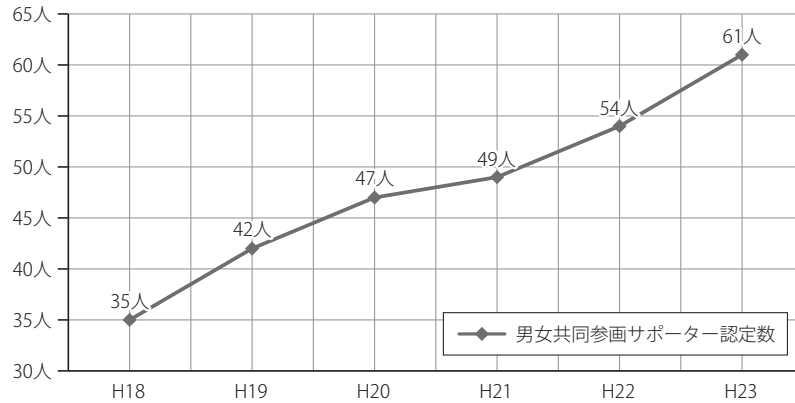
【施策の方向3】安心して暮らせる地域づくりの推進

国籍や文化の違いや障がいの有無、年齢等に関わらず、地域で安心して暮らせるための支援を行います。

具体的施策

具体的施策	主管課
国際交流団体等への支援強化	協働推進課
多言語化による情報の提供	市政情報課
災害時言語ボランティアの育成	協働推進課
高齢者等の社会活動参加への支援の充実	社会福祉課 生涯学習文化課
児童虐待等を防止するための地域ぐるみの取り組みの強化	児童福祉課

◆男女共同参画サポーター認定数



(一関市企画振興部企画調整課調べ 平成23年度)

◆地域おこし事業実施団体数（うち女性団体数）

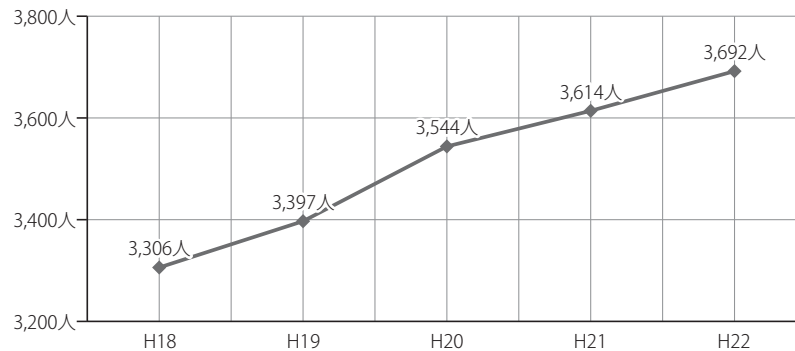
	採択件数	うち女性団体	うち若者団体
18年度	59	2	16
19年度	48	4	16
20年度	40	4	13
21年度	52	10	8
22年度	33	4	5

※募集要項に女性枠を新設

※地域おこし事業とは…市内団体の活力ある地域づくりを推進するための活動を支援する事業
 女性団体枠…おおむね女性で構成する団体
 若者団体枠…おおむね40歳代以下で構成する団体

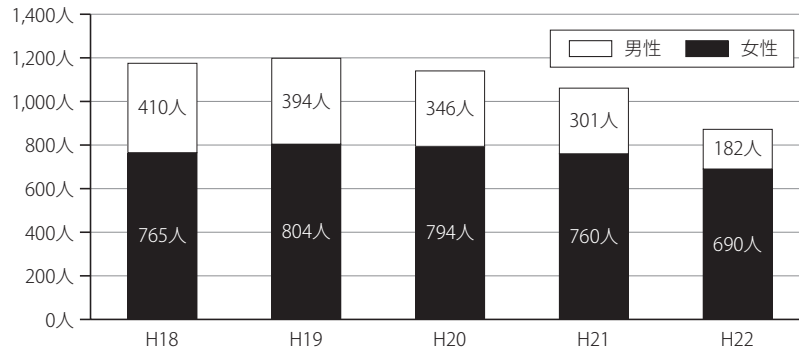
(一関市市民環境部協働推進課調べ 平成22年度)

◆一関市内一人暮らし高齢者数



(一関市保健福祉部社会福祉課：在宅高齢者実態調査 平成22年度)

◆一関市の外国人登録人口



(岩手県人口移動報告年報)



4 基本目標4 さまざまな状況での参画機会の確保

少子高齢化や人口減少、経済の長引く低迷など社会経済状況が大きく変化する中、多様な人材を活用することは社会の活性化にとって不可欠であり、男女があらゆる分野で対等に参画し責任を分かち合うことが重要です。

現代は急速な情報化の進行などにより世の中の移り変わりが非常に早く、結婚や出産などで一旦仕事から離れた場合、再就職が難しくなっていることなどから、スムーズに社会復帰できるよう再就職に向けた支援のほか、働く意欲をもつ男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる環境づくりが求められています。

厳しい雇用環境を反映して男女ともに非正社員の割合が増えており、依然として男性に比べ女性の非正社員の割合が高い状況にあります。

賃金についても男性と女性とでは大きな差があることから、安定して働ける雇用環境や待遇改善に向けた取り組みが重要であり、また、若年層の非正規雇用も増えていることから、新たな雇用機会の創出や離職者への再就職支援などへの取り組みを進めます。

農林業や商工業者など自営業の分野での男女共同参画を進めるためには、女性の技術や経営能力を高めるための取り組みや、女性が生産組織や組合など地域のさまざまな意思決定の場に対等なパートナーとして参画することが重要です。また、その経営においては、家庭内の役割分担や労働時間、報酬などを明確にし、女性が意欲を持って経営に取り組める環境の整備と意識啓発への取り組みも大切です。

事業所・団体等において女性の参画が進むことは、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、単に労働供給の量的確保という観点ばかりではなく、新しい発想や能力を活用することにより経済社会の活性化につながります。女性が意欲と能力を発揮し活躍できる職場環境づくりへの支援に取り組みます。

一方、雇用や就業構造の変化等の中で、子育てと継続的な就労などの両立が難しいことなどにより、貧困など生活上の困難を抱えるケースが多くなっており、その割合はほとんどの年齢層において男性に比べて女性が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯で高いという特徴があります。

生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親世帯に対する生活環境に応じた支援についても取り組みます。

家庭・地域・職場などさまざまな場において、ひとりの人間として生き生きと活動しやすい社会づくりへの取り組みを進めます。

【施策の方向1】就業・就業継続・再就職のための支援

女性や若者の就業支援の充実と、新たな雇用機会の創出に努めます。

具体的施策

具体的施策	主管課
職業訓練・講習等に関する情報提供	労働政策課
雇用相談窓口の活用と周知	労働政策課
緊急雇用対策の実施	労働政策課

【施策の方向2】雇用分野における均等待遇等の確保

安心して働ける雇用環境や待遇の確保に向けた広報・啓発の充実に努めます。

具体的施策

具体的施策	主管課
働きやすい労働条件の整備を進めるよう事業所等への啓発と情報提供	児童福祉課 労働政策課
一般事業主行動計画の促進及び周知	児童福祉課 労働政策課

【施策の方向3】起業者や自営業等における女性への支援

農林業、商工業など自営業に従事する女性や起業を目指す女性（福祉・介護福祉サービス事業等含む）などへ総合的支援を行います。

具体的施策

具体的施策	主管課
起業を目指す女性や女性経営者等に対する情報提供・相談等の支援	児童福祉課 社会福祉課 商業観光課 工業課 農政課
女性起業者・経営者等の交流・連携促進	児童福祉課 社会福祉課 商業観光課 工業課 農政課
商工自営業において家族労働条件を明確にする啓発	商業観光課 工業課
女性の認定農業者を増やすための認定申請への誘導	農政課
農村女性育成事業の実施	農政課
家族経営協定の締結促進・情報提供	農政課 農業委員会

【施策の方向4】女性の能力発揮促進

さまざまな分野で女性の活躍ができる人材活用に向けた取り組みを支援します。

具体的施策

具体的施策	主管課
事業所への出前講座の実施	企画調整課
女性リーダー育成のための講座等の実施	企画調整課 生涯学習文化課
女性リーダーの交流・研修事業の実施	企画調整課 生涯学習文化課

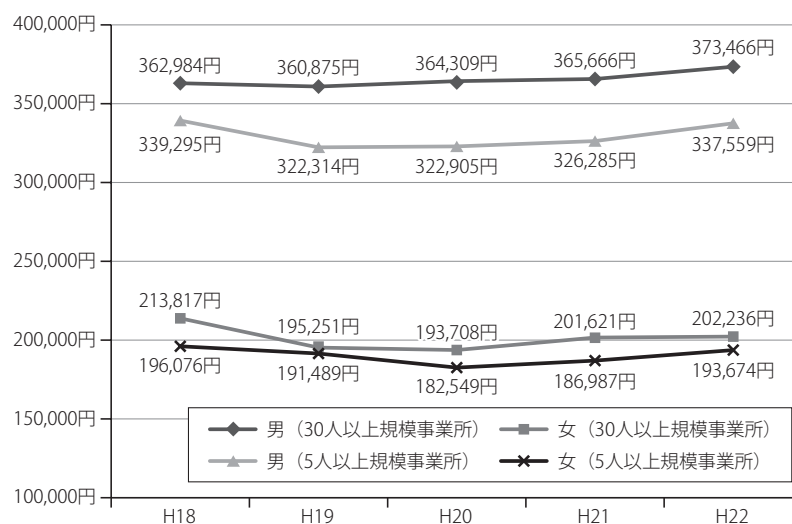
【施策の方向5】ひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭の自立促進、就業支援などの取り組みを充実します。

具体的施策

具体的施策	主管課
ひとり親家庭の自立促進に向けた事業の充実	児童福祉課
ひとり親家庭の就業による自立支援の実施	児童福祉課

◆岩手県平均月間現金給与額



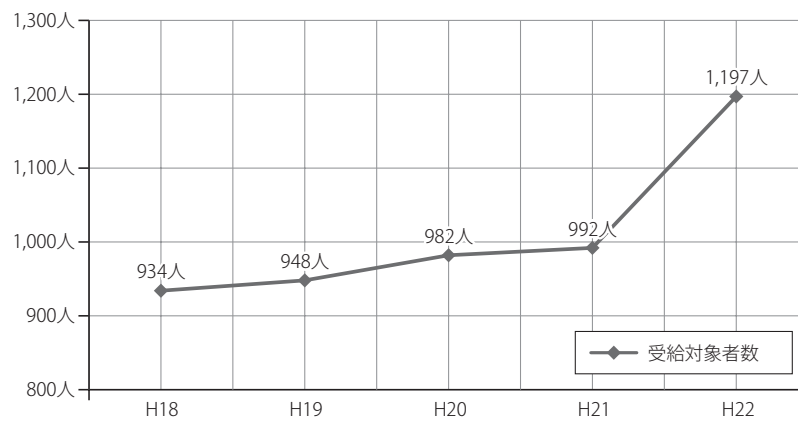
(岩手県毎月勤労統計調査地方調査 平成22年度)

❖一関市における雇用形態別被雇用者の性別構成比

		実数（人）			割合（％）		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
被雇用者 (役員を除く)		48,821	27,563	21,258	100.0	56.5	43.5
	常勤雇用	40,457	24,432	16,025	82.9	50.1	32.8
	臨時雇用	8,364	3,131	5,233	17.1	6.4	10.7

（平成17年度国勢調査）

❖一関市における児童扶養手当受給状況



（一関市保健福祉部児童福祉課調べ 平成22年度）

5 基本目標5 仕事と生活の調和の実現

男女がともに仕事と家庭、地域における活動など、それぞれの価値観で柔軟に選択できる環境づくりが必要です。

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであり、同時に家事、子育て、地域との結びつきなどの生活も欠かすことができないものであり、両方の充実があってこそ生きがいや喜びとなります。

しかしながら、現実には安定した職業に就けず経済的に自立することができない、心身の疲労から健康を害する、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっているといえます。

仕事と生活の調和が実現した社会とは「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会」（平成19年12月制定「仕事と生活の調和憲章」より）としており、その実現に取り組むことは健康を維持し、子育て・介護も含め、家族が安心して暮らしそれぞれの責任を果たしていく上で重要です。

市民アンケートにおいては、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「固定的性別役割分担意識を改めること」、次いで「仕事と生活の調和の実現」という結果でした。

仕事と生活の調和の推進については、意義や効果について十分浸透しているとはいえません。

長時間労働を前提とした働き方の見直しや職場優先の組織風土の転換の必要性を、事業主、就業者はもちろん、社会全体で認識できるよう普及・啓発に努めます。

また、働きながら子育てや介護等を両立するため、保育サービス基盤の整備や介護サービスの充実等、環境の整備を図るとともに、男性の家事、子育て、介護、地域社会等への参加に向けた啓発も併せて推進します。

一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現のため、仕事と生活の調和に向けた取り組みを進めます。

【施策の方向1】男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進

仕事と生活の両立が可能となるよう多様な働き方の啓発や、男性を対象とした各種講座等を実施します。

具体的施策

具体的施策	主管課
男性の家事・子育て・介護などへの参加促進に向けた啓発	企画調整課
仕事と生活の調和の実現に向けた各種講座の開催	企画調整課
男性が参加しやすい子育て・家庭教育・介護等研修の開催	児童福祉課
男性職員の育児・介護休暇取得を促進するための啓発	職員課
趣味や学習、ボランティア等余暇活動や地域社会への参画支援	企画調整課

【施策の方向2】保育や子育て支援サービスの展開

保育や子育てに関する多様なニーズに対応したサービスに取り組みます。

具体的施策

具体的施策	主管課
各種イベントにおける託児サービスの実施	企画調整課
放課後児童対策の充実	児童福祉課
延長保育や一時預かりなど多様な保育サービス等の拡充	児童福祉課
ファミリーサポートセンターの充実・拡充	児童福祉課
子育てサポートの充実	児童福祉課

【施策の方向3】介護サービスの充実

介護を必要とする方とその家族を支援するための取り組みの充実を図ります。

具体的施策

具体的施策	主管課
介護に関する相談事業の充実	社会福祉課
家族介護支援対策の充実	社会福祉課
介護予防事業の推進	社会福祉課

【施策の方向4】仕事と生活の調和の啓発と促進

仕事と生活の調和の周知・広報に努めます。

具体的施策

具体的施策	主管課
仕事と生活の調和に関するセミナー等の開催	企画調整課
男女共同参画推進事業所等への優遇措置等の検討	児童福祉課 労働政策課
働き方の見直しや長時間労働の抑制など多様かつ柔軟な働き方の重要性の普及・啓発	企画調整課
一関市特定事業主行動計画の推進	職員課

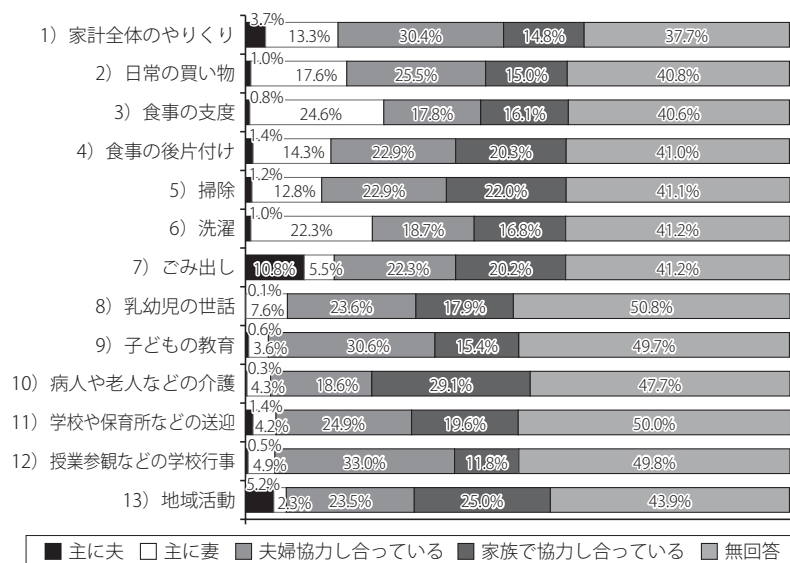
【施策の方向5】健康管理対策の推進

働く男女のための健康管理対策に向けた取り組みを進めます。

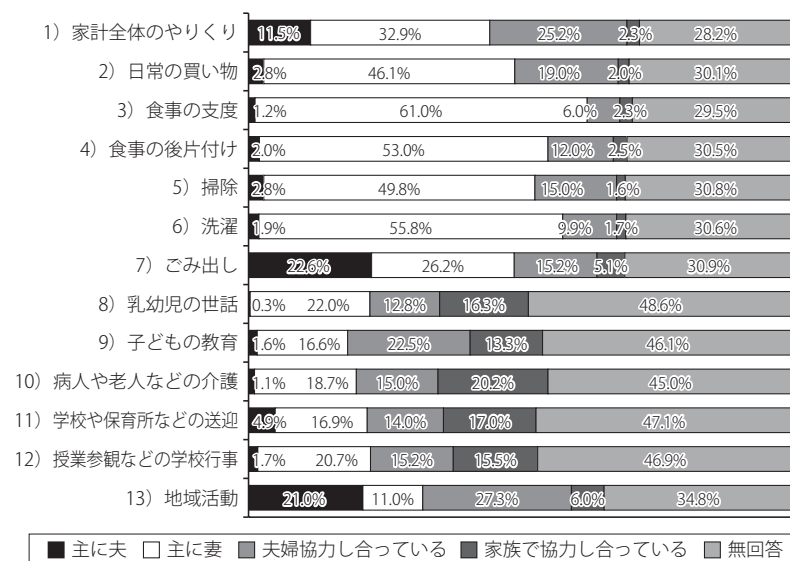
具体的施策

具体的施策	主管課
自殺予防対策事業の推進	健康づくり課
こころ身体健康関連相談体制の充実	健康づくり課

❖市民アンケート「家事分担はどのような形が望ましいか？」（対象：18歳以上）



❖市民アンケート「家事分担はどのような形になっているか？」（対象：既婚者）



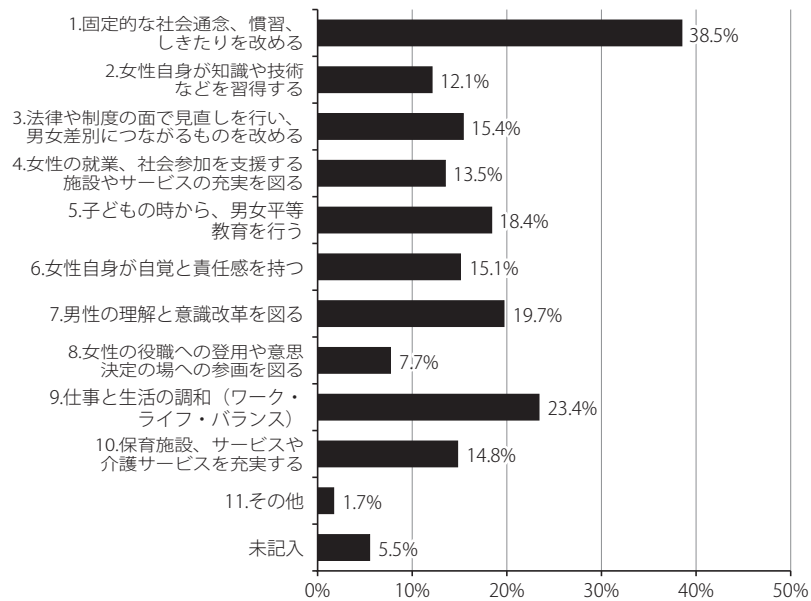
❖ 育児休業取得率（単位：％）

	岩手県 (平成18年度)	全 国 (平成18年度)	全 国 (平成21年度)
男 性	1.10	0.57	1.72
女 性	77.80	88.50	85.60

（雇用均等基本調査（厚生労働省）、岩手県労働条件等実態調査）

❖ 市民アンケート「男女平等社会実現のためにどんなことが必要だと思いますか？」

（対象：18歳以上）



6 基本目標6 男女間の暴力の根絶

DV、デートDVや児童虐待、性暴力、セクシャルハラスメントなどのあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。

いかなる暴力も許さないという共通認識を社会全体で持つことが必要です。

DVやデートDVの被害者は多くが女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差など、これまで男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があると言われていています。夫婦や恋人など密接な関係者間で起こること、被害者が声を上げにくいなど、おもてに現れにくく潜在化しやすい傾向にあります。

本市の平成22年度のDVに関する相談ケースは136件で、平成19年度の28件から4倍強と増加しており、県の総合相談センターへ移送されるケースにおいては相談内容も深刻化しています。

これまで相談窓口には婦人相談員を配置し対応を図ってきましたが、さらなる関係機関や市民との連携・協力による被害者の把握から保護までの体制づくりが求められています。

また、児童虐待とDVは密接な関係であると言われ、その理由にはDV被害女性による我が子への虐待、育児放棄、子どもが暴力を目の当たりにすることによる精神的問題、親から子への暴力の連鎖、DV加害者による子どもへの性虐待などがあることからです。

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための予防・啓発の充実を図ります。

暴力の被害者は女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人等さまざまであり、暴力の形態やそれぞれ異なる背景、事情などが影響しています。暴力を未然に防ぎ、事態が深刻化する前に相談できるよう窓口体制の充実を図るとともに、根絶に向けた啓発を推進します。

男女の人権が尊重され、あらゆる暴力がない社会づくりに向けた取り組みを進めます。

【施策の方向1】人権教育・非暴力のための教育の充実

人権尊重や暴力をなくすのための啓発活動を行います。

具体的施策

具体的施策	主管課
発達段階に応じた人権教育の充実	児童福祉課
人権擁護に関する連携・協力体制の充実	児童福祉課
高等学校等への出前講座の実施	企画調整課

【施策の方向2】DV等の根絶に関する啓発

DV等暴力根絶に向けた取り組みや、再発防止に向けた検討を行います。

具体的施策

具体的施策	主管課
DV・デートDV等の根絶や防止に向けた研修会等の実施	児童福祉課
DV等暴力被害の再発防止に向けた検討	児童福祉課

【施策の方向3】DV被害者等に関わる相談体制の充実

DV被害者等に対する相談ネットワーク構築と支援体制の拡充を図ります。

具体的施策

具体的施策	主管課
DV等に対する相談体制の強化	児童福祉課
関係機関や地域住民との連携強化	児童福祉課
関係機関による連絡組織の設置	児童福祉課
各種相談窓口の周知	児童福祉課
外国人女性に対する相談窓口の情報提供	児童福祉課

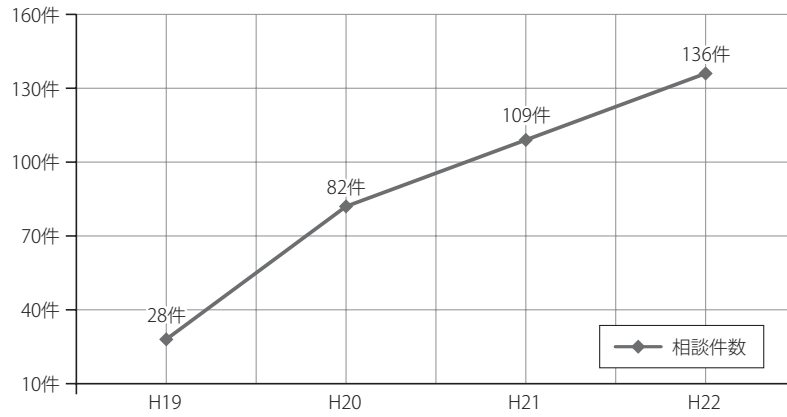
【施策の方向4】性犯罪の防止対策の推進

性犯罪を許さない社会環境の醸成に努めます。

具体的施策

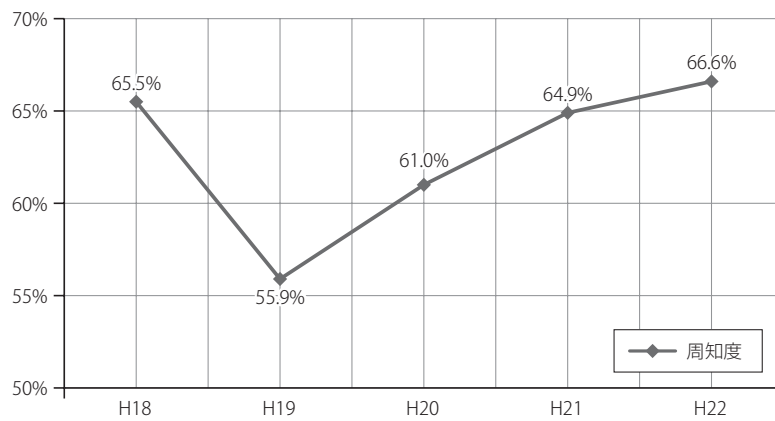
具体的施策	主管課
市民や地域団体等との連携による啓発活動の推進	児童福祉課 学校教育課
学校からの不審者情報の一斉送信	学校教育課

◆一関市におけるDV相談ケースの推移



(一関市保健福祉部児童福祉課調べ 平成22年度)

◆一関市におけるDV防止法の名称または内容を知っている人の割合



(男女共同参画講演会等におけるアンケート調査より 平成22年度)

第3章



優先的・重点的な取り組み

第3章

優先的・重点的な取り組み

男女共同参画に関する本市の現状、これまでの取り組みなどを踏まえ、第2章で掲げた6つの基本目標のもと、さらなる施策の推進を図るため、次の4つの項目を優先的・重点的に取り組みます。

また、それぞれの項目に指標を設定し、成果目標等を掲げます。

1 意思決定過程への女性の参画を進めます

社会のさまざまな制度や仕組みに男性・女性それぞれの意見を反映させるためには、あらゆる分野の意思決定過程に男女が参画することが必要です。

しかしながら、事業所、PTA、自治会、市民活動団体などの組織・団体における意見決定の場への女性の参画は、いまだ低い状況にあります。

本市の審議会等における女性委員の割合についても低い状況にあることから、市が率先して女性委員の割合の向上、女性委員が就任していない審議会等の解消に取り組みます。

重点取り組み

1 男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の数の、全審議会等に占める割合の向上

〈主な取り組み〉

- ① 審議会等委員の男女の比率を定める制度の検討
- ② 女性委員の選任に配慮した仕組みづくり
- ③ 公募委員制の積極的な活用

2 一関市の審議会等における女性委員比率の向上

〈主な取り組み〉

- ① 審議会等委員の男女の比率を定める制度の検討
- ② 女性委員の選任に配慮した仕組みづくり
- ③ 公募委員制の積極的な活用

〈指標・モニタリング指標〉

指標名	単位	現状 (直近値)	目標値 (H27年度)	目標・指標	主管課
男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合	%	15.8 (H23. 4. 1現在)	80	成果目標 (岩手県の指標に準ずる)	企画調整課
女性委員が就任していない市の審議会等の数	審議会	8 (H23. 4. 1現在)	0	成果目標 (前プランで達成できなかった目標値)	企画調整課

※成果目標は、市が目標値を定め施策として取り組むもの。

2 男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します

すべての人々にとって住みよい地域づくりのためには、男女共同参画の視点が反映されることが重要です。

しかしながら、いまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、意思決定に関わる役職の多くが男性に偏っている現状があります。

地域において、意思決定過程への女性の参画を促し、男女がともに暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

地域での防災対策の取り組みについても、男女共同参画の視点を持ちながら進めていきます。

また、男女共同参画を推進する人材（男女共同参画サポーター等）、特に男性の人材の養成を行うとともに、地域での活動を支援します。

重点取り組み

1 地域との連携による学習機会の拡充

〈主な取り組み〉

- ① 公民館事業をはじめとする地域活動を通じての啓発
- ② 事業所、学校、NPOその他の団体に対する男女共同参画の意義の普及啓発

2 男女共同参画の視点を取り入れた事業等の展開

〈主な取り組み〉

- ① 市の施策全般に男女共同参画の視点を取り込むとともに、部局を横断した施策の取り組みの実施
- ② 市民団体（自治会、各種団体、市民活動団体、まちづくり団体、ボランティア団体など）や市民との協働事業の企画・実施
- ③ 活動の場の提供
- ④ 男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供・組織化の推進

3 男女共同参画を推進する人材の養成

〈主な取り組み〉

- ① 岩手県男女共同参画サポーター養成講座への派遣
- ② 男性の男女共同参画サポーター認定者の増員
- ③ 男女共同参画サポーターとの連携

〈指標・モニタリング指標〉

指標名	単位	現状 (直近値)	目標値 (H27年度)	目標・指標	主管課
公民館事業等による男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修等の開催回数	回/年	5 (H23年度)	30	成果指標 (前プランで達成できなかった目標値)	生涯学習文化課
社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思ふ人の割合	%	9.0 (H23年度)	10.0以上	成果目標 (意識啓発を進め、10.0%以上を目指す)	企画調整課
自治会等の代表者に占める女性の割合	%	2.1 (H23年度)		モニタリング指標	協働推進課
自主防災組織代表者に占める女性の割合	%	1.7 (H23年度)		モニタリング指標	消防本部
男女共同参画サポーター認定者数	人	61 (H23年度)	101	成果目標 (各地域5人増を目指す)	企画調整課
男性の男女共同参画サポーター認定者数	%	9.8 (H23年度)	15	成果目標 (前プランで達成できなかった目標値) (サポーター認定者の15%を目指す)	企画調整課
家族経営協定締結農家数	戸	144 (H23年度)	199	成果目標 (前プランで達成できなかった目標値)	農政課

(現状：直近値は平成23年12月31日現在)

※成果目標は、市が目標値を定め施策として取り組むもの。

※モニタリング指標は、取り組みの指標として数値目標を設定することが妥当ではないが、状況を現すものとして把握し、公表するもの。

3 仕事と生活の調和を図る取り組みを広げます

長時間労働によるストレスや、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

男女がともに、仕事や家庭、地域での生活など、さまざまな活動に自ら希望するバランスで参加できる社会づくりが不可欠です。

働く世代の男女が互いに尊重し合いながら、家事や子育て・介護、地域での活動など生活と調和を図ることが求められています。

誰もが直面する家事や子育て・介護の課題を解決し、長時間労働の抑制や育児・介護休業法の周知・徹底を図っていくため、仕事と生活の調和への理解と普及に向けた取り組みを進めます。

重点取り組み

1 男性の家事や子育てなどへの参加促進

〈主な取り組み〉

- ① 男性の家事・育児・介護等への参加促進に向けた啓発
- ② 仕事と生活の調和の啓発に向けた各種講座の実施

2 関係課と連携した市民や企業への啓発

〈主な取り組み〉

- ① 一般事業主行動計画の取り組み状況の把握と紹介
- ② 勤労者向け子育てガイドブックの発行・配布

3 保育サービスの拡充と多様な子育て・介護支援の展開

〈主な取り組み〉

- ① 延長保育等特別保育事業の充実
- ② 放課後児童クラブの充実
- ③ 子育てサークル等関係団体との連携強化
- ④ ファミリーサポートセンター事業の普及
- ⑤ 介護保険事業の推進や施設サービスの向上
- ⑥ 要介護者への在宅及び施設サービスの充実
- ⑦ 介護家族への支援の充実

〈指標・モニタリング指標〉

指標名	単位	現状 (直近値)	目標値 (H27年度)	目標・指標	主管課
家事・育児等の役割を夫婦や家族で分担する割合	%	16.1 (H23年度)	40	成果目標 (意識調査における理想とする役割分担の割合とする)	企画調整課
市役所における育児休業取得者のうち男性の割合	%	5.5 (H22年度)	10	成果目標 (対象職員の10%を目指す)	職員課
放課後児童クラブの設置数	箇所	16 (H22年度)	17	成果目標 (一関市総合計画に同じ)	児童福祉課
各種特別保育事業の充実 ① 延長保育実施保育所数 ② 一時的保育実施保育所数 ③ 乳児保育実施保育所数 ④ 休日保育実施保育所数 ⑤ 障害児保育実施保育所数	箇所	① 25 ② 6 ③ 28 ④ 1 ⑤ 9 (H22年度)	① 27 ② 10 ③ 29 ④ 8 ⑤ 12	成果目標 (一関市総合計画に同じ)	児童福祉課

※成果目標は、市が目標値を定め施策として取り組むもの。

※モニタリング指標は、取り組みの指標として数値目標を設定することが妥当ではないが、状況を現すものとして把握し、公表するもの。

4 DVの防止と相談機能の充実を図ります

DVの未然防止及び被害者保護のためには、市民と関係機関がDVについての知識を持ち行動することが不可欠です。

しかし、DV被害は、インターネットや携帯電話の普及により多様化し、被害の発生も多くなってきているにもかかわらず、DVに対する認識は必ずしも高まっていないのが現状です。

DVに対する認識を喚起するとともに、防止に向けた啓発を図ります。

また、被害者が潜在化しやすい傾向にあることから、市及び関係機関が連携した相談体制の確立と相談窓口の周知を図ります。

重点取り組み

1 DVの防止のための啓発の充実

〈主な取り組み〉

- ① 身近な異性に対する暴力の防止に向けた研修会等の拡大

2 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実

〈主な取り組み〉

- ① 相談窓口の一層の周知
- ② 婦人相談員によるカウンセリングを通じた被害女性の自立支援

〈指標・モニタリング指標〉

指標名	単位	現状 (直近値)	目標値 (H27年度)	目標・指標	主管課
DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	%	66.6 (H22年度)	90.0	成果目標 (県の目標値に同じ)	児童福祉課
配偶者等からの暴力に関する市への相談件数	件	136 (H22年度相談 ケース数)		モニタリング 指標	児童福祉課

※成果目標は、市が目標値を定め施策として取り組むもの。

※モニタリング指標は、取り組みの指標として数値目標を設定することが妥当ではないが、状況を現すものとして把握し、公表するもの。

第4章



プランの推進

第4章 プランの推進

1 推進体制

(1) 一関市男女共同参画プラン推進懇話会

市民や有識者で構成する一関市男女共同参画プラン推進懇話会を設置し、プランの進捗状況に関する評価や男女共同参画の推進に関し、必要な事項についての意見、提言などを行います。

(2) 一関市男女共同参画推進本部

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたり、全庁的に対応する必要があるため、市役所内の推進組織として推進本部を設置し、職員の共通認識のもと総合的かつ効果的な施策の推進を図っていきます。

また、プランの進捗状況等の調査を行い、プランが総合的かつ効果的に推進されているかを検証し、施策の展開に生かします。

(3) 市民との協働

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが問題意識を持ち、自らの課題としてとらえ、身近なところから実践していくことが基本となります。

家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民との協働による男女共同参画を推進します。

また、男女共同参画の推進に取り組む各種グループや個人との連携を強化し、協力しながら活動の輪を広げます。

(4) 行政機関との連携

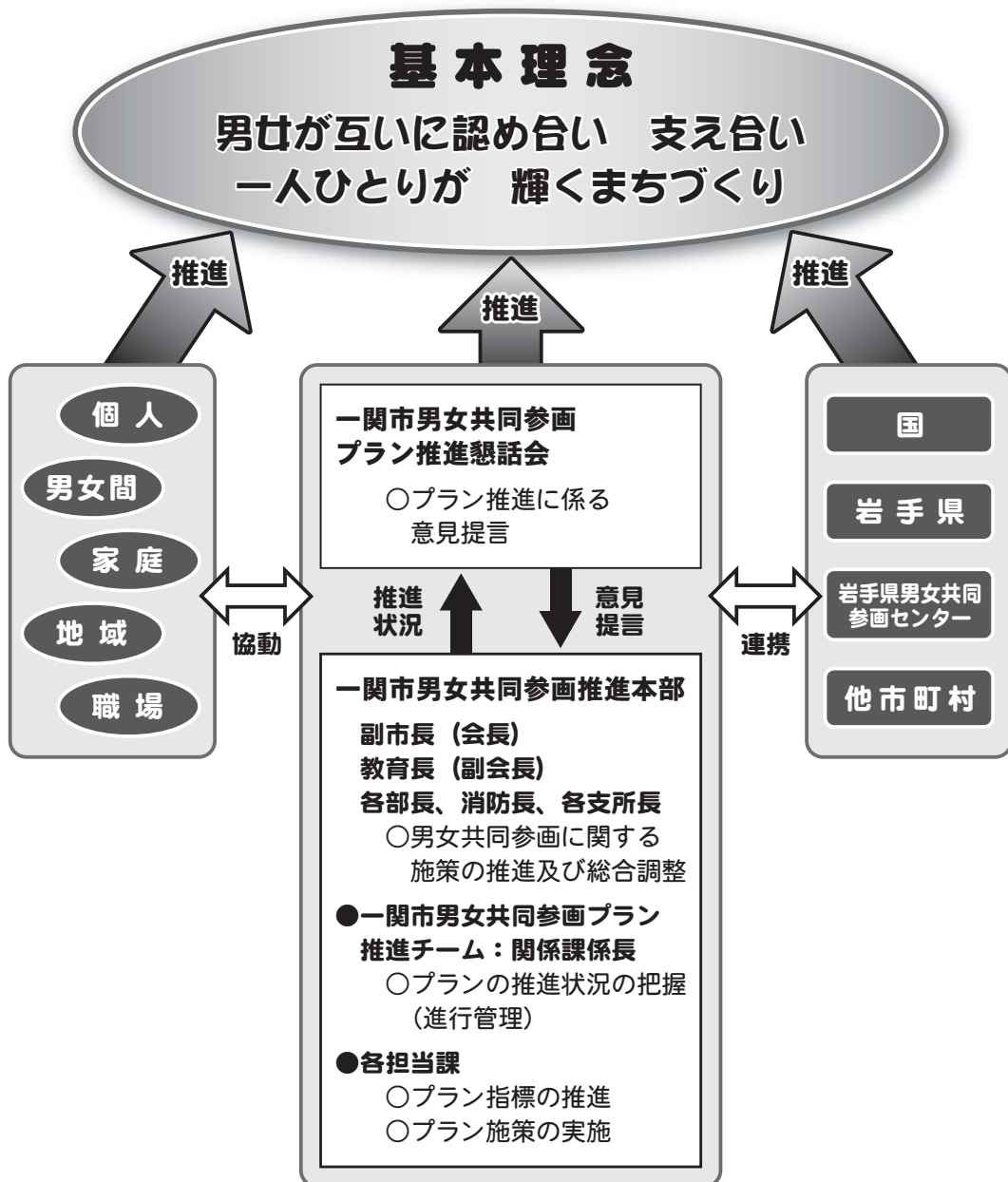
国、岩手県及び岩手県男女共同参画センターや他市町村との情報交換や相互協力のもと、プランを推進していきます。

2 プランの進行管理

プランの進捗状況は、年度ごとに把握し、一関市男女共同参画プラン推進懇話会及び一関市男女共同参画推進本部において総合的に評価を行い、その結果を公表するなど、適切な進行管理を行います。

特に、優先的・重点的な取り組みについては、数値目標を設定しその達成に向けて事業展開を図るとともに、目標値を設定しないものについても、定期的に指標を確認し、推移を分析していくことにより、計画の実効性を高めていきます。

第2次いちのせき男女共同参画プラン推進体制



❖
施策一覽

基本目標	施策の方向	補足文
1. 男女共同参画への理解の促進	1-1. あらゆる場における教育・学習の推進・啓発	学校、家庭、地域などにおいて、教育・学習の充実を図ります。
	1-2. 男性や高齢者、若者世代を対象とした学習機会の充実	広報・啓発活動や学習機会を通じた意識啓発を図ります。
	1-3. 性に関する教育・啓発の充実	男女平等の視点による、発達段階に応じた性に関する指導や思春期相談事業等の充実を図ります。
	1-4. 生涯にわたる心身の健康づくり支援	男女の生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康相談等による健康支援を行います。
	1-5. 情報収集・調査研究の推進	社会全体で理解を深めるため、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。
2. 意思決定過程への女性の参画	2-1. 各種審議会・委員会等への女性委員登用の促進	女性委員が不在の審議会を解消するとともに、委員男女比について目標値を定め、その目標を達成するよう努めます。
	2-2. 行政機関等における男女共同参画の促進	市及び関係団体などにおいて、男女がともに意欲や能力が生かせる環境づくりに取り組みます。
	2-3. 事業所における男女共同参画の促進	事業における、性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した男女の参画について働きかけを行います。
	2-4. 地域団体やNPO等における男女共同参画の促進	地域団体やNPO等における、意思決定過程に女性の意見が反映されるよう働きかけを行います。
3. 男女共同参画と地域づくりの推進	3-1. 防災対策における推進	男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。
	3-2. 地域活動における推進	地域活動やNPO活動における男女共同参画の視点に立った活動を推進します。
	3-3. 安心して暮らせる地域づくりの推進	国籍や文化の違いや障がいの有無、年齢等に関わらず、地域で安心して暮らせるための支援を行います。

具体的施策	主管課	備考
1-1-1. 人権教育の充実、男女平等教育の推進	学校教育課	
1-1-2. 地域公民館等の事業による啓発活動	生涯学習文化課	●
1-1-3. 市民活動センターにおける講座の実施	協働推進課	
1-1-4. 就学時健診等を活用した子育て講座の実施	生涯学習文化課	●
1-1-5. 中・高校生に対するインターンシップと就業体験の提供	労働政策課・学校教育課	●
1-2-1. 男性にとっての男女共同参画の意義・必要性についての啓発活動	企画調整課	
1-2-2. 父親育児参加事業の実施	児童福祉課	
1-2-3. 若者世代向けの男女共同参画の啓発	企画調整課	
1-2-4. 高等学校等への出前講座の実施	企画調整課	
1-3-1. 教科等の指導を通じた母性保護知識の普及	学校教育課	
1-3-2. 思春期相談事業の充実	健康づくり課	
1-3-3. 思春期保健事業の実施	健康づくり課	●
1-4-1. ライフステージに応じた健康づくりの支援	健康づくり課	
1-4-2. 女性のための健康支援教室の開催	健康づくり課	
1-4-3. 各種健康診査事業の実施	健康づくり課	●
1-4-4. 健康教育・健康相談・訪問指導の実施	健康づくり課	●
1-4-5. 妊娠・出産・育児に関わる健康支援の実施	健康づくり課	
1-5-1. 男女共同参画に関する各種情報の収集・提供	企画調整課	
1-5-2. 広報誌やホームページを通じた意識啓発活動	企画調整課	●
1-5-3. 職員研修による男女共同参画意識の啓発・徹底	職員課	●
2-1-1. 公募委員制の積極的な活用	企画調整課	
2-1-2. 人材バンク（まちづくりスタッフバンク）制度の活用	協働推進課	●
2-1-3. 企業・関係団体への女性委員推薦の協力要請	企画調整課	
2-1-4. 各種審議会の委員構成の見直し	企画調整課	
2-2-1. 市職員の性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した職員の登用推進	職員課	
2-2-2. 男女共同参画の推進に配慮した職員研修の実施	職員課	
2-2-3. 市関係団体への男女共同参画推進に関する取り組みの要請	企画調整課	
2-3-1. 事業所に対する効果的な広報・啓発の実施	児童福祉課・社会福祉課 商業観光課・工業課	
2-3-2. 事業所の女性管理職等による情報交換の場等の提供	児童福祉課・社会福祉課 商業観光課・工業課	
2-4-1. 地域団体（自治会等）への意識啓発の実施	協働推進課	
2-4-2. NPO等への意識啓発の実施	協働推進課	
2-4-3. 農業・農村組織への男女共同参画推進に関する取り組みの要請	農政課	●
3-1-1. 女性の地域防災リーダーの育成	消防本部	
3-1-2. 防災に関する意思決定過程への女性の参画の推進	消防本部	
3-1-3. 女性の視点に配慮した災害用備蓄物資の整備	消防本部	
3-1-4. 男女共同参画の視点に立った災害に関する各種マニュアル等の見直し	消防本部	
3-2-1. 男女共同参画サポーター養成講座等への派遣	企画調整課	●
3-2-2. 地域づくりを担う人材・団体の育成	協働推進課	
3-2-3. 一関市協働アクションプランの着実な取り組み	協働推進課	
3-2-4. 市民活動への支援・活動の場の提供	協働推進課	
3-2-5. 環境問題における女性の人材育成への取り組み・支援	生活環境課	
3-2-6. 環境分野における意思決定の場への女性の参画の推進	生活環境課	
3-3-1. 国際交流団体等への支援強化	協働推進課	
3-3-2. 多言語化による情報の提供	市政情報課	
3-3-3. 災害時言語ボランティアの育成	協働推進課	
3-3-4. 高齢者等の社会活動参加への支援の充実	社会福祉課・生涯学習文化課	
3-3-5. 児童虐待等を防止するための地域ぐるみの取り組みの強化	児童福祉課	

※●印は第一次プランから引き続き取り組む施策

基本目標	施策の方向	補足文
4. さまざまな状況での参画機会の確保	4-1. 就業・就業継続・再就職のための支援	女性や若者の就業支援の充実と、新たな雇用機会の創出に努めます。
	4-2. 雇用分野における均等待遇等の確保	安心して働ける雇用環境や待遇の確保に向けた広報・啓発の充実に努めます。
	4-3. 起業家や自営業等における女性への支援	農林業、商工業など自営業に従事する女性や起業を目指す女性（福祉・介護福祉サービス事業等含む）などへ総合的支援を行います。
	4-4. 女性の能力発揮促進	さまざまな分野で女性の活躍ができる人材活用に向けた取り組みを支援します。
	4-5. ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭の自立促進、就業支援などの取り組みを充実します。
5. 仕事と生活の調和の実現	5-1. 男性の家事・育児・介護等への参加促進	仕事と生活の両立が可能となるよう多様な働き方の啓発や、男性を対象とした各種講座等を実施します。
	5-2. 保育や子育て支援サービスの展開	保育や子育てに関する多様なニーズに対応したサービスに取り組みます。
	5-3. 介護サービスの充実	介護を必要とする方とその家族を支援するための取り組みの充実を図ります。
	5-4. 仕事と生活の調和の啓発と促進	仕事と生活の調和の周知・広報に努めます。
	5-5. 健康管理対策の推進	働く男女のための健康管理対策に向けた取り組みを進めます。
6. 男女間の暴力の根絶	6-1. 人権教育・非暴力のための教育の充実	人権尊重や暴力をなくすための啓発活動を行います。
	6-2. DV等の根絶に関する啓発	DV等暴力根絶に向けた取り組みや、再発防止に向けた検討を行います。
	6-3. DV被害者等に関わる相談体制の充実	DV被害者等に対する相談ネットワーク構築と支援体制の拡充を図ります。
	6-4. 性犯罪の防止対策の推進	性犯罪を許さない社会環境の醸成に努めます。

具体的施策	主管課	備考
4-1-1. 職業訓練・講習等に関する情報提供	労働政策課	●
4-1-2. 雇用相談窓口の活用と周知	労働政策課	●
4-1-3. 緊急雇用対策の実施	労働政策課	
4-2-1. 働きやすい労働条件の整備を進めるよう事業所等への啓発と情報提供	児童福祉課・労働政策課	●
4-2-2. 一般事業主行動計画の促進及び周知	児童福祉課・労働政策課	
4-3-1. 起業を目指す女性や女性経営者等に対する情報提供・相談等の支援	児童福祉課・社会福祉課 商業観光課・工業課・農政課	●
4-3-2. 女性起業家・経営者等の交流・連携促進	児童福祉課・社会福祉課 商業観光課・工業課・農政課	●
4-3-3. 商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発	商業観光課・工業課	●
4-3-4. 女性の認定農業者を増やすための認定申請への誘導	農政課	●
4-3-5. 農村女性育成事業の実施	農政課	●
4-3-6. 家族経営協定締結の促進・情報提供	農政課・農業委員会	●
4-4-1. 事業所への出前講座の実施	企画調整課	
4-4-2. 女性リーダー育成のための講座等の実施	企画調整課・生涯学習文化課	
4-4-3. 女性リーダーの交流・研修事業の実施	企画調整課・生涯学習文化課	
4-5-1. ひとり親家庭の自立促進に向けた事業の充実	児童福祉課	
4-5-2. ひとり親家庭の就業による自立支援の実施	児童福祉課	
5-1-1. 男性の家事・育児・介護などへの参加促進に向けた啓発	企画調整課	
5-1-2. 仕事と生活の調和の実現に向けた各種講座の開催	企画調整課	
5-1-3. 男性が参加しやすい子育て・家庭教育・介護研修の開催	児童福祉課	
5-1-4. 男性職員の育児・介護休暇取得を促進するための啓発	職員課	
5-1-5. 男性の地域活動への参画支援	企画調整課・協働推進課	
5-2-1. 各種イベントにおける託児サービスの実施	企画調整課	●
5-2-2. 放課後児童対策の充実	児童福祉課	●
5-2-3. 延長保育や一時預かりなど多様な保育サービス等の拡充	児童福祉課	●
5-2-4. ファミリーサポートセンターの充実・拡充	児童福祉課	●
5-2-5. 子育てサポートの充実	児童福祉課	●
5-3-1. 介護に関する相談事業の充実	社会福祉課	
5-3-2. 家族介護支援対策の充実	社会福祉課	●
5-3-3. 介護予防事業の推進	社会福祉課・健康づくり課	
5-4-1. 仕事と生活の調和に関するセミナー等の開催	企画調整課	
5-4-2. 男女共同参画推進事業等への優遇措置等の検討	児童福祉課・労働政策課	
5-4-3. 働き方の見直しや長時間労働の抑制など多様かつ柔軟な働き方の重要性の普及・啓発	企画調整課	
5-4-4. 一関市特定事業主行動計画の推進	職員課	
5-5-1. 自殺予防対策事業の推進	健康づくり課	
5-5-2. こころ身体健康関連相談体制の充実	健康づくり課	
6-1-1. 発達段階に応じた人権教育の充実	児童福祉課	
6-1-2. 人権擁護に関する連携・協力体制の充実	児童福祉課	●
6-1-3. 高等学校等への出前講座の実施	企画調整課	(再掲)
6-2-1. DV・デートDV等の根絶や防止に向けた研修会等の実施	児童福祉課	
6-2-2. DV等暴力被害の再発防止に向けた検討	児童福祉課	
6-3-1. DV等に対する相談体制の強化	児童福祉課	●
6-3-2. 関係機関や地域住民との連携強化	児童福祉課	
6-3-3. 関係機関による連絡組織の設置	児童福祉課	
6-3-4. 各種相談窓口の周知	児童福祉課	
6-3-5. 外国人女性に対する相談窓口の情報提供	児童福祉課	
6-4-1. 市民や地域団体等との連携による啓発活動の推進	児童福祉課・学校教育課	
6-4-2. 学校での不審者情報の一斉送信	学校教育課	

※●印は第一次プランから引き続き取り組む施策



參考資料

用語解説

男女共同参画社会基本法…

平成11年（1999年）に、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

岩手県男女共同参画推進条例…

平成14年（2002年）に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定された条例。男女共同参画推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

固定的な性別役割分担意識…

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）…

男女がともに、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域での生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態を実現すること。

DV（ドメスティック・バイオレンス）…

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も

含む）から振るわれる暴力のこと。身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

男女共同参画サポーター…

岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座の所定の講座を受講し、県知事より認定を受けた方。県内各地域での推進活動が期待されている。

家族経営協定…

農業経営に関する将来ビジョンや役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族で合意した取り決めを文書で行うこと。

認定農業者…

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営をめざし、自らが経営改善計画を策定し、一関市長より認定を受けた農業者。

人材バンク（まちづくりスタッフバンク）制度…

審議会等への委員の選任など、市民の多様な知識や技術等を適時に市政に反映する仕組みとして、あらかじめ各種分野における人材情報を登録する制度。市民と行政による協働のまちづくりを推進することを目的としたもの。

NPO…

非営利組織。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し利益を分配することを目的としない団体の総称。

地域（地域コミュニティ）…

住民の身近な生活圏とし、そこにおける住民の活動を主たる対象とする。活動に応じて、町内会、自治会、校区等さまざまな範囲が想定される。市町村といった行政区分とは異なる概念。

インターンシップ…

学生が、在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

一般事業主行動計画…

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主がその従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について策定する行動計画で、策定・公表・周知をしなければならない。

ファミリーサポートセンター…

仕事と育児を両立し、安心して働ける環境を築くことを目的とし、子育てを支援したい人と支援を受けたい人による相互援助活動を行う拠点のこと。

特定事業主行動計画…

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体がその職員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備等について策定する行動計画で、策定・公表・周知をしなければならない。

デートDV…

交際相手からの暴力。配偶者からの暴力であるDVに対して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や支配的な行動をデートDVと呼んでいる。

セクシャルハラスメント…

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、また相手方の生活環境を害すること。さまざまな生活の場で起こり得る。

プラン策定経過

平成23年 6月 1日	第1回一関市男女共同参画プラン推進チーム会議
平成23年 6月13日	第1回一関市男女共同参画推進本部会議
平成23年 6月29日～ 7月12日	市民意識調査（一関市総合計画後期基本計画アンケート）
平成23年10月13日	第1回一関市男女共同参画プラン策定懇話会
平成23年10月18日	第1回一関市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議
平成23年10月21日	第2回一関市男女共同参画プラン推進チーム会議
平成23年10月27日	第2回一関市男女共同参画プラン策定懇話会
平成23年11月 7日～12月26日	パブリックコメント実施（市ホームページ、本庁・支所に備付けて実施）
平成23年11月15日	第2回一関市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議
平成23年11月22日	第3回一関市男女共同参画プラン策定懇話会
平成23年12月 1日	第3回一関市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議
平成23年12月 9日	第3回一関市男女共同参画プラン推進チーム会議
平成23年12月14日	第4回一関市男女共同参画プラン策定懇話会
平成23年12月20日	第4回一関市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議
平成23年12月26日	第2回一関市男女共同参画推進本部会議
平成24年 1月13日	第3回一関市男女共同参画推進本部会議
平成24年 1月26日	第5回一関市男女共同参画プラン策定懇話会
平成24年 2月 7日	第4回一関市男女共同参画推進本部会議
平成24年 2月 9日	第6回一関市男女共同参画プラン策定懇話会
平成24年 2月20日	第5回一関市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議
平成24年 2月28日	第2次いちのせき男女共同参画プランの庁議決定

一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿

20名（敬称略。委員五十音順）

区 分	氏 名
会 長	阿 部 美代子
副 会 長	小野寺 恒 雄
委 員	伊 藤 玉 男
	伊 藤 みくに
	尾 形 正 代
	小野寺 勝 義
	佐 藤 武 久
	佐 藤 芳 郎
	菅 原 幸 子
	菅 原 良 子
	須 藤 達 矢
	高 崎 洋
	千 葉 綾 子
	千 葉 かよ子
	千 葉 美代子
	徳 谷 喜久子
	沼 倉 恵 子
	伴 久美子
星 和 彦	
皆 川 哲 也	

平成23年10月13日現在

一関市男女共同参画プラン策定アドバイザー 晴山 玲美

（岩手県男女共同参画センター職員）

第1章

第2章

第3章

第4章

施策一覽

参考資料

一関市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

平成18年3月10日

告示第28号

(設置)

第1 一関市の男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定にあたり市民の意見を広く反映させるため、一関市男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 懇話会は、プランの策定に関する事項について、意見又は提言を述べるものとする。

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体の職員
- (3) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、プランの策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第6 懇話会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

制定文 抄

平成18年4月1日から施行する。

改正文（平成20年告示第81号）抄

平成20年4月1日から施行する。

改正文（平成23年告示第69号）抄

平成23年4月1日から施行する。

一関市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年一関市告示第16号

(設置)

第1 男女共同参画に関する施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、一関市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長を、副会長は教育長をもって充てる。

3 委員は、各部長、消防長及び各支所長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プラン推進チーム)

第6 プランの策定及び推進に関し必要な事項を調査及び検討させるため、推進本部にプラン推進チームを置く。

(庶務)

第7 推進本部の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

男女共同参画サポーターによる プラン策定ワーキンググループ委員名簿

20名（敬称略。 委員五十音順）

区 分	氏 名
委 員	岩 淵 和 子
委 員	岩 淵 三枝子
委 員	岩 本 和 美
委 員	江 口 みほ子
委 員	及 川 伊都子
委 員	及 川 美登里
委 員	小野寺 英 子
委 員	小野寺 克 子
委 員	小野寺 ヨシ子
委 員	小 山 淑 江
委 員	金 野 久 美
委 員	佐 藤 愛 子
委 員	佐 藤 セイ子
委 員	佐 藤 千ヨ子
委 員	高 木 春 子
委 員	武 田 ヲキ子
委 員	館 澤 敏 子
委 員	千 葉 和 子
委 員	橋 本 温 子
委 員	細 川 和 子

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

岩手県男女共同参画推進条例

平成14年10月9日条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条—第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

第2次いちのせき男女共同参画プラン 平成24年3月

発行：一関市
〒021-8501 一関市竹山町7番2号 TEL.0191-21-2111（代表）
編集：一関市企画振興部企画調整課
お問い合わせ E-mail：kikakuchosei@city.ichinoseki.iwate.jp